

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）証明書

下記の 被保険者 被扶養者 は、健康保険等の資格を 取得 喪失 したことを証明します。

年 月 日

所在地 _____

事業所 名称 _____

代表者 _____ (印)

電話番号 (_____ - _____ - _____) 担当者: _____

被 保 険 者	氏名			生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
	住所					
	健康保険 記号・番号	記号		番号		
	保険者名 保険者番号	保険者名		保険者番号		
	被保険者資格 取得・喪失年月日	取得年月日	昭和 平成 令和	年 月 日	喪失年月日 (退職日の翌日)	年 月 日
被 扶 養 者	氏名	生年月日	続柄	被扶養者の認定 (認定抹消)年月日	被保険者退職以外 のときの抹消理由	
		昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 抹消 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職・収入増 <input type="checkbox"/> その他
		昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 抹消 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職・収入増 <input type="checkbox"/> その他
		昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 抹消 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職・収入増 <input type="checkbox"/> その他
		昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 抹消 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職・収入増 <input type="checkbox"/> その他
		昭和 平成 令和	年 月 日		<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 抹消 年 月 日	<input type="checkbox"/> 就職・収入増 <input type="checkbox"/> その他

(記載上の注意)

- この証明書は、必ず事業所または保険者が記載、押印してください。
- 被保険者の「喪失年月日」は退職日の翌日となります。
- 本人の資格取得又は資格喪失の際に被扶養者がある場合は、被扶養者の欄も必ず記入してください。
- 被扶養者だけの異動の場合も被保険者の欄を必ず記入してください。

【事業主の方へ】

1. 従業員の方が退職したときや、従業員の家族が健康保険の被扶養者に認定または認定を抹消されたときは、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得（喪失）証明書」の発行をお願いします。
2. 国民健康保険に加入していた方が職場の保険に加入されたときは、必ず国民健康保険の喪失手続きをしていただきますようご指導をお願いします。

【退職者（被保険者）の方へ】

次の方は、14日以内に届出を行ってください。

(1)退職したときや健康保険の被扶養者の認定を抹消されたとき

続けて別の事業所で健康保険に加入する場合や、家族の被扶養者として健康保険に加入する場合を除き、国民健康保険に加入する必要があります。

加入の届出が遅れた場合でも、国民健康保険は直前まで加入していた健康保険の喪失日に遡って加入となります。国民健康保険税も、資格を喪失した月まで遡って納めていただくことになります。

なお、「任意継続健康保険」に加入する場合は国民健康保険の手続きは必要ありませんが、国民年金の手続きは必要です。

〈国民健康保険の加入手続きに必要なもの〉

- ・ 離職票 または 健康保険資格喪失証明書
- ・ 本人確認書類
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード

※任意継続健康保険 … 一定期間勤めていた勤務先を退職した場合、それまで加入していた健康保険を退職日の翌日から2年間任意で継続することができる制度があります。（健康保険によっては制度のないところもあります）

「任意継続健康保険」と「国民健康保険」では保険料の金額等も異なりますので、どちらの保険に加入するか、よく比較してみましょう。

「任意継続健康保険」は、退職日から20日以内（健康保険の種類によって異なる場合があります）に手続きが必要など加入のための諸条件があります。詳しくは加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

(2)就職して職場の健康保険に加入したときや健康保険の被扶養者に認定されたとき

国民健康保険に加入されていた方は資格喪失手続きが必要です。

〈国民健康保険の喪失手続きに必要なもの〉

- ・ 新しい健康保険証（写し可、国保の資格を喪失する人全員分）または 健康保険資格取得証明書
- ・ 本人確認書類
- ・ マイナンバーカードまたは通知カード
- ・ 国民健康保険証の原本（国保の資格を喪失する人全員分）